平成２３年（ヒ）第１１号
兵庫県姫路市飾磨区中島相生梅2063番地
清算株式会社　協同興産株式会社
代表清算人　望月　聖弘
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（ヒ）第１２号
兵庫県姫路市飾磨区中島相生梅2174番地
清算株式会社　望月鉱滓株式会社
代表清算人　望月　聖弘
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所姫路支部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第５０１号
福島県郡山市大町１丁目３番６号
清算株式会社　関川精密センター株式会社
代表清算人　関川　　薫
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　弁済
清算株式会社は、別紙一覧記載の各協定債権者に対し、別紙一覧記載の各協定債権額のうち利息及び遅延損害金の額（特別清算手続開始前に発生したものか開始後に発生したものかを問わない。）を除いた債権額（以下「弁済対象協定債権額」という）の3.147％の金員を弁済する。
第２　債務免除
各協定債権者は、上記第１の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
第３　追加弁済
１　上記第１の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各弁済対象協定債権額の割合に応じて弁済する（以下「追加弁済」という）。
２　追加弁済の場合においては、各協定債権者が上記第２の規定により行った債務免除は、追加弁済によりなされた弁済額の限度で効力を失うものとする。
第４　弁済の方法
１　本協定による弁済は、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権者の指定する預金口座に振込送金する方法により行う。振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　前項に関わらず、別紙一覧記載４の協定債権者に対する弁済のうち金1000円は、清算株式会社が当該協定債権者に対して有する出資金1000円の換価が終了した時に、当該換価により得られる金員のうち1000円をもって弁済をする。
（別紙省略）
福島地方裁判所郡山支部

平成２３年（ヒ）第８号
三重県亀山市布気町1559番地の９
清算株式会社　アルガ管財株式会社
代表清算人　渡瀬　忠幸
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の場所
協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
２　端数の処理
割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは協定債権のうち役員・関連会社債権に該当しないものをいう。
２　遅延損害金及び利息の免除
一般債権のうち、利息及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　一般債権の弁済及び残額の免除
⑴　清算株式会社は、本協定認可決定が確定した日から１か月以内に、２による免除を受けた後の一般債権の債権額の0.37515492％を支払う。
⑵　⑴の弁済を完了したときは、残余の一般債権について免除を受ける。
第３　関連会社等債権
１　役員・関連会社債権の定義
役員・関連会社債権とは協定債権のうち渡瀬忠幸及び株式会社ヤマコフーズが有するものをいう。
２　役員・関連会社債権の免除
役員・関連会社債権は本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
以上
津地方裁判所

更生手続開始

平成２４年（ミ）第３―１０号
東京都墨田区横網１丁目10番５号
更生会社　新藤電子工業株式会社
代表者代表取締役　田中　規幸
東京都墨田区横網１丁目10番５号
更生会社　東京保全株式会社
代表者代表取締役　田中　規幸
東京都墨田区横網１丁目10番５号
更生会社　株式会社新藤
代表者代表取締役　田中　規幸
東京都墨田区横網１丁目10番５号
更生会社　新藤販売株式会社
代表者代表取締役　田中　規幸
東京都墨田区横網１丁目10番５号
更生会社　日星ビスコム株式会社
代表者代表取締役　田中　規幸
東京都墨田区横網１丁目10番５号
更生会社　新藤テクニクス株式会社
代表者代表取締役　田中　規幸
東京都墨田区横網１丁目10番５号
更生会社　新藤マイクロテクニカ株式会社
代表者代表取締役　田中　規幸
東京都墨田区横網１丁目10番５号
更生会社　新藤アセット株式会社
代表者代表取締役　田中　規幸
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　新藤電子工業株式会社、東京保全株式会社、株式会社新藤、新藤販売株式会社、日星ビスコム株式会社、新藤テクニクス株式会社、新藤マイクロテクニカ株式会社、新藤アセット株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　田中　規幸
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成24年５月11日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成24年７月９日から平成24年７月17日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成24年７月20日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成24年７月27日まで
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
仙台市若林区卸町東２丁目２番１号
再生債務者　株式会社ベリーズ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　仙台市青葉区一番町１－４―20　渡邊大司・佐々木洋一共同法律事務所　弁護士　佐々木洋一
平成24年３月30日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再）第１号
石川県能美市浜町ル73番地の４
再生債務者　株式会社山田特機
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　金沢市兼六元町３―14　弁護士　本光　章浩
平成24年３月30日　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（再）第２号
名古屋市緑区姥子山５丁目202番地の２
再生債務者　株式会社セイホウ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市東区泉１丁目１番31号　吉泉ビル５階　中島総合法律事務所　弁護士　中島　健一
平成24年３月29日
名古屋地方裁判所民事第２部